

確定拠出年金フロントサービスのご利用にあたって

<確定拠出年金フロントサービスご利用規程>

第1条(本規程の趣旨)

- この規程は、確定拠出年金制度の加入予定者(企業型年金において加入予定の方に限ります)、現加入者および加入者であった方(現加入者および加入者であった方のうち、個人別管理資産がある方に限ります)であって、株式会社池田泉州銀行(以下「当社」といいます)ならびに日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下「NRK」といいます)の運営管理業務の対象となる方(以下「加入者等」といいます)に、当社ならびにNRKが提供する以下の各号に掲げるサービス(以下「本サービス」といいます)のご利用に関する取り決め(以下「本規程」といいます)です。
 - 池田泉州銀行確定拠出年金インターネット
 - 池田泉州銀行確定拠出年金コールセンター
 - NRK Webサービス
- 本サービスの内容、ご利用時間、使用機器、セキュリティ等は、別途定める「池田泉州銀行確定拠出年金インターネットご利用規程」「NRK Webサービスご利用規程」「池田泉州銀行確定拠出年金コールセンターご利用規程」によるものとします。
- 加入者等は、本規程ならびに前項に掲げる各規程の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第2条(本人確認)

- 加入者等には、本サービスで加入者等が本人であることを確認するために、NRKより、ユーザーIDと暗証番号を付与します。
- 本サービスの利用にあたっては、前項のユーザーID及び暗証番号を本サービスの指定する方法で入力することで、本人確認を行います。また、NRK WebサービスからユーザーIDの再発行・再通知の手続きをした際には、NRK所定の項目を確認することにより、本人確認を行います。
- 前項に定める本人確認を実施できない場合には、本サービスをご利用いただくことはできません。ただし、池田泉州銀行確定拠出年金コールセンターにおいては、当社が本人確認を不要とする範囲で、サービスを提供する場合があります。
- 当社ならびにNRKは、第2項の方法に従って本人確認が実施された場合、不正使用等があっても本サービスの使用を有効なものとして取扱います。また、不正使用等により生じた損害について当社ならびにNRKは責任を負いません。
- 加入者等は、自己の責任においてユーザーID・暗証番号の管理を十分に行うものとします。ユーザーID・暗証番号が第三者に知られたとき等不正使用の懸念が発生したとき、または失念したときは、直ちに再発行の手続きをおとりください。
- 登録されている暗証番号と異なる入力が5回連続して行われたときは、本サービスの取扱いを停止しますので、加入者等は再発行の手続きをおとりください。なお、この場合、すでに本サービスを利用して依頼済みの運用指図等は有効に存続するものとします。

第3条(海外からのご利用)

加入者等が本サービスを海外からご利用する場合、各国の法令、通信事情等、その他の事由により、全部または一部をご利用いただけないことがあります。

第4条(免責事項)

- 本サービスによってご提供する情報等の正確性については万全を期しておりますが、当社ならびにNRKは当該情報等の正確性を保証するものではなく、また当該情報等を用いて加入者等が行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。ただし、もっぱら当社またはNRKの責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。
- 当社ならびにNRKは、第1条第1項第1号および第3号に掲げる本サービスから他のWebサイトへのリンクによる接続先より提供される情報について調査・検証、監視およびその内容について是認をしているものではなく、また正確性を保証するものではありません。
- 次の各号の事由により本サービスの全部または一部が停止したり、取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当社ならびにNRKは一切の責任を負いません。また、本規程に基づく義務の履行を免除されるものとします。
 - 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のでやむを得ない事由があったとき
 - 当社、NRK、ならびに当社またはNRKと情報を授受している金融機関等における通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの提供ができなくなった場合、または本サービスの伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合
 - 当社またはNRKと情報を授受している金融機関等の責めに帰すべき事由があったとき
 - 池田泉州銀行確定拠出年金インターネットご利用規程」「NRK Webサービスご利用規程」「池田泉州銀行確定拠出年金コールセ

ンターご利用規程」の定めにもとづき、本サービスの全部または一部の取扱いが停止したとき

- 本サービスの運用割合変更、運用商品預替および運用商品預替の取消の指図が、当社ならびにNRKの重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により実施されなかった場合、または誤った指図となった場合等
 - 前5号に準じることを要因とする障害及び不具合の発生があった場合(前5号に掲げるものを除く)
 - アクセス過多等によって、本サービスが提供するシステム上限値を超過した場合
- 加入者等は本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当社ならびにNRKが講じる安全対策等について、了承しているものとみなします。
 - 加入者等が本サービスを利用する際の使用機器(以下「取引機器」といいます)や公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路が正常に稼働する環境については、加入者等の責任において確保してください。当社ならびにNRKは、取引機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当社ならびにNRKは責任を負いません。
 - NRKが発行した「ユーザーID」および「暗証番号」が郵送上の事故や加入者等の不注意など、当社ならびにNRKの責めによらない事由により第三者に取得されたとしても、そのために生じた損害について当社ならびにNRKは一切責任を負いません。
 - 加入者等は、通信の安全性のために採用している当社ならびにNRK所定のセキュリティ手段、盗聴等による不正利用等のリスク対策および本人確認手段について理解し、リスクの内容に関し承諾したうえで本サービスを利用するものとし、これらの処置にかかわらず盗聴等の不正利用により加入者等が損害を受けた場合、当社ならびにNRKは一切責任を負いません。

第5条(著作権について)

本サービスに掲載および表現されているもの(加入者等の通知や各種登録帳票等により当社ならびにNRKが情報管理を依頼された項目は除く)は、著作権の対象となっています。著作権は、日本国著作権法および国際条約により保護されています。本サービスの全ての情報利用に際して、複製・転用・販売は著作権法上、固く禁じます。未許可での違法な利用は、告発の対象となりますのでご注意ください。本サービスの内容の全部または一部について、当社ならびにNRKに無断で改変を行うことはできません。

第6条(規程の変更)

- 本規程ならびに、別途定める「池田泉州銀行確定拠出年金インターネットご利用規程」「NRK Webサービスご利用規程」「池田泉州銀行確定拠出年金コールセンターご利用規程」の内容については、次のいずれかに該当する場合、加入者等の事前の承諾なしに、変更することができるものとします。
 - 加入者等の利益に適合するとき
 - 当社またはNRKが合理的根拠(本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等)に基づき必要と判断したとき
- 前項の場合、変更日まで相当な期間を設けて(前項第1号による変更は除く)、池田泉州銀行確定拠出年金インターネット等で変更日や変更内容等を通知します。
- 第1項の場合、変更日以降は変更後の規程を適用します。

第7条(本サービスの追加、変更または終了)

当社ならびにNRKは、次のいずれかに該当する場合、加入者等に事前に通知のうえ、本サービスの内容を追加、変更または終了することができるものとします。

- システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合
- 天災・停電その他本サービスを継続することが困難になった場合
- 当社またはNRKが合理的根拠(本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等)に基づき必要と判断したとき

第8条(本サービスの休止)

当社ならびにNRKは、本サービスの改良、安全性の維持、その他必要な場合には、本サービスを休止することがあります。

<池田泉州銀行確定拠出年金インターネットご利用規程>

第1条(取扱時間)

1. 池田泉州銀行確定拠出年金インターネット(以下、この規程において「本サービス」といいます)は、原則として毎日24時間稼働いたします。ただし、毎週日曜日の早朝2:00～8:00に本サービスを停止します。
2. 前項に定めるほか、システムの更新等の理由により、本サービスを停止する場合があります。

第2条(使用機器・ソフトウェア)

本サービスをご利用いただく場合には、当社の指定するブラウザ(閲覧ソフトウェア)をご利用ください。当社指定のブラウザについては、本サービスログイン画面よりご確認ください。

第3条(セキュリティ)

本サービスにおいて取扱う情報のセキュリティについては、本サービスログイン画面よりご確認ください。

第4条(本サービスの概要)

1. 本サービスの内容

本サービスでは、個人別管理資産額や各種シミュレーション機能など、当社が加入者等に有益であると考え各種の情報・サービスを提供します。

2. シミュレーション機能

シミュレーションは、確定拠出年金の資産運用等の参考のために提供するもので、その結果は、加入者等によって入力または選択された情報をもとに、一定の仮定を置いて算出したものです。当社は、表示した結果を保証するものではありません。

3. 各種取引・照会

(1) 各種取引・照会は、「NRK Webサービス」への接続を行うサービスです。各種取引・照会サービスの詳細につきましては、別途定める「NRK Webサービスご利用規程」によるものとします。

(2) 「NRK Webサービス」への接続にあたっては、本サービスご利用開始時に入力されたユーザーID・暗証番号を当社にて暗号化されたうえで保持し、「NRK Webサービス」の本人認証に用います。当社に保持されたユーザーID・暗証番号につきましては、一定期間経過後に削除されます。また、保持されたユーザーID・暗証番号は、「NRK Webサービス」の本人認証以外に用いることはありません。

4. お問合せ

お問合せは、加入者等が入力したお問合せに対し、当社よりEメールにて回答するサービスです。当社では、速やかな回答を心がけておりますが、質問内容等によっては、回答にお時間を要する場合があります。

5. アンケート

当社は、自らまたは事業主から依頼を受けて、当社の提供する各種サービスの向上等を目的として、加入者等にアンケートを実施することがあります。加入者等からの回答内容は、当社の定める個人情報の取扱い規程に則り、適正に管理します。

日本-DC基-202004-0010-F

<NRK Webサービスご利用規程>

第1条(サービスの概要)

1. 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下「NRK」といいます)の提供する「NRK Webサービス」(以下「本サービス」といいます)とは、加入者等(「確定拠出年金フロントサービスご利用規程」第1条に定める「加入者等」を指します)がパーソナルコンピューター等を通じて、インターネット等によりNRKに取引や照会等の依頼を行い、NRKがその手続を行うサービスをいいます。(以下、パーソナルコンピューター等の端末機を通じたインターネットによるサービスを「Web サービス」といいます)

(1) Webサービス

- ・本規程第3条から第13条の機能を利用することができます。
- ・機器およびソフトウェアについては、NRK所定の機器およびソフトウェアに限ります。NRK所定の機器およびソフトウェアについては、Webサービスログイン画面よりご確認ください。
- ・一部ページについては、英語版ページを用意しております。ページ上部右上の「English」の文字、または、アイコンをクリックしていただくと、英語版ページをご覧いただけます。いずれかの画面で英語版を選択した場合、以降、英語版を表示しますが、英語版の選択はログイン都度実施する必要があります。

(2) スマートフォンサービス

- ・本規程第3条から第13条の機能を利用することができます。
- ・データ保護のために暗号化通信を行いますので、ご利用いただくにあたっては、以下のOS・ブラウザをお使いください。
AndroidOS バージョン: Android9、
ブラウザ: Google Chrome69.0
iOS バージョン: iOS12、ブラウザ: Safari
※AndroidはGoogle Inc.の米国およびその他の国における登録

商標です。

※iOSはCisco社の米国およびその他の国における商標または登録商標であり、ライセンスに基づき使用されています。

※端末等により、動作等に一部制約が発生する場合がございます。

2. 本サービスで加入者等が照会可能な情報の全部または一部は、株式会社池田泉州銀行(以下「委託元運営管理機関」といいます)および企業型年金規約の場合は所属している「代表企業」、「企業」も照会することができます。ただし、照会可能な情報は確定拠出年金業務を行うにあたり必要となる情報に限り、確定拠出年金業務およびその付随業務以外に利用することはありません。

第2条(取扱時間)

1. 本サービスは、原則として24時間365日稼働いたします。ただし、毎週日曜日の早朝2:00～8:00にサービスを停止します。
2. 前項に定めるほか、システムの更新等の理由により、サービスを停止する場合があります。また、「確定拠出年金フロントサービスご利用規程」第4条の場合およびNRKの責めによらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても加入者等に予告なく、取扱いを一時停止または中止する場合があります。

第3条(基本情報照会)

1. 本機能は、加入者等から通知または申出のあった氏名・住所などの情報(企業型年金の場合は企業から通知のあった情報)や企業型年金におけるプランの内容および個人型年金におけるプランコースの内容、また、加入者のメールアドレスも照会できる機能です。
2. 本機能で照会できる情報は、照会時点の最新の情報です。
3. 加入者等個人の情報に相違がある場合には、速やかに所定の手続きにより変更してください。

第4条(資産評価額照会)

1. 本機能では、加入者等が保有する商品の最新の商品別資産評価額とその合計額、前月末から過去1年間の各月末時点の商品別資産評価額とその合計額、加入時からの掛金および手数料等の累計額を照会することができます。ただし、商品別資産評価額およびその合計額は、法令で定められた個人別管理資産額とは異なる場合があります。(個人別管理資産額は「確定拠出年金・残高のお知らせ」(平成21年6月以前の名称は「個人別管理資産額のお知らせ」)でご確認ください)また、購入商品によって端数口の管理を行っています。商品別資産評価額照会では整数値のみ表示しています。
2. 基準価額を有する商品については、基準価額、資産評価額とともに解約価額、解約時評価額を照会できます。解約時評価額は、資産評価額から解約等に要する費用が控除されていますが、法令で定められた個人別管理資産額とは異なる場合があります。
3. 加入者等の商品別資産評価額に反映されていない発注中等の取引が存在する場合、「受付中取引明細」として本機能の中で照会することができます。後に約定済となった段階で、加入者等の商品別資産評価額が増減されます。
4. 明細単位で管理される商品の場合、各商品の個別明細を確認することができます。

第5条(取引履歴照会)

1. 本機能では、下記第2項から第8項までの取引ごとの内容を照会することができます。
2. 拠出明細
 - (1) 本明細は、加入者の掛金による商品購入状況およびその結果が表示されます。掛金の拠出日以降、商品購入の発注が行われ次第、照会することができます。
 - (2) 掛金による購入商品の全ての状況が約定済となった時点で、数量、購入金額等が確定となります。
 - (3) 商品購入が確定するまでには、一定の期間を要します。(商品または商品販売会社によって確定するまでの期間が異なりますので、ご注意ください)
3. 運用商品預替明細
 - (1) 本明細は、加入者等が行った運用商品預替の指図(別途年金規約に定める「指定運用方法」に関する規定により、加入者自身が行ったとみなす運用商品預替を含む)の内容、売却・購入状況およびその結果が表示されます。加入者等が行った運用商品預替指図をNRKが受け付けた時より照会することができます。売却・購入商品が全て約定済となった時点で、売却・購入それぞれの数量、金額等が確定します。
 - (2) 商品の売却・購入がそれぞれ確定するまでには、一定の期間を要します。(商品または商品販売会社によって、確定するまでの期間が異なりますので、ご注意ください)
 - (3) 本明細が取消済となっているものは、運用商品預替取消機能により、加入者等が行った指図を加入者自身がその指図の取消可能時限までに取消指図したという結果を示しています。取消済となっている内容では、運用商品預替取引(商品の売却および購入の取引)は行われませんのでご注意ください。

4. 運用割合変更明細

- (1) 本明細は、加入者等が指図した各商品に対する配分割合(以下、運用割合といいます)の変更(別途年金規約に定める「指定運用方法」に関する規定により、加入者自身が行ったとみなす運用割合の変更も含む)内容が表示されます。加入者等の運用割合変更指図をNRKが受け付けた時点より照会することができます。
- (2) 取消済と表示されている明細は、新たな運用割合変更指図を加入者等よりNRKが受けたことにより、自動的に取消されています。取消済となっている明細の内容では、掛金あるいは制度移換金による商品の購入は行なわれませんのでご注意ください。
- (3) 加入者等が運用割合変更の指図を行った後に実際の商品購入結果を照会する場合は、抛出明細または移換・制度移換明細をご参照ください。

5. 収益分配・満期継続明細

- (1) 本明細は、収益分配による配当金や満期継続時の利息等による商品購入状況およびその結果が表示されます。決算日や満期日等以降に、商品販売会社から決算データや満期継続データをNRKが受信した時点より照会することができます。(決算や満期日等は商品によって異なります)
- (2) 収益分配による配当金や満期継続時の利息等による商品購入が確定するまでには、一定の期間を要します。(商品または商品販売会社によって確定するまでの期間が異なりますので、ご注意ください)

6. 移換・制度移換明細

- (1) 本明細は、他の企業型年金や個人型年金等からの移換金、確定給付企業年金制度等からの制度移換金による商品購入状況およびその結果が表示されます。移換金・制度移換金の抛出日以降商品購入の発注が行われ次第、照会することができます。移換金・制度移換金による商品購入の全ての状況が約定済となった時点で、数量、購入金額等が確定となります。
- (2) 商品購入が確定するまでには、一定の期間を要します。(商品または商品販売会社によって確定するまでの期間が異なりますので、ご注意ください)

7. 資産売却明細

- (1) 本明細は、移換、給付および還付・返戻などの事由による保有商品の売却、現金化の状況およびその結果が表示されます。NRKが資産処分手続きを行った時点より照会することができます。
- (2) 商品の売却が確定するまでには、一定の期間を要します。(商品または商品販売会社によって確定するまでの期間が異なりますので、ご注意ください)

8. 支払明細

- (1) 本明細は、給付(年金、一時金)、移換、還付・返戻などの事由により資産が処分された際の資金の異動結果が表示されます。NRKが資金の移動手続きを行い、指定口座への入金予定日が到来した時点より照会することができます。
- (2) 資金の異動が行われた事由、手数料・税金の内訳等が表示されますので、あわせてご確認ください。

第6条(プラン情報照会)

1. 本機能では、下記第2項から第5項までの年金プランに関わる情報を照会することができます。
 2. 商品一覧
加入者等が属している企業型年金のプラン、または個人型年金のプランコースで選定・提示されている商品の一覧を照会することができます。
 3. 基準価額推移
(1) 加入者等が属している企業型年金のプランまたは個人型年金のプランコースにおいて選定・提示されている商品の中で、基準価額を有する商品についてその基準価額を照会することができます。提供情報は、商品販売会社または基準価額提供機関から提供された最新の基準価額および前月、2カ月前、3カ月前、6カ月前の各月末、さらにログイン日が属する月の1年前、3年前、5年前の応当月における各月末時点の基準価額です。
 - (2) 本機能で照会できる最新の基準価額は、加入者等が保有している商品の売却時の基準価額とは異なる場合がありますので、ご注意ください。
 - (3) 本機能で照会できない商品および上記(1)以外の期日における運用実績の照会をご希望の場合は、加入者等が属している企業型年金のプラン、または個人型年金のプランコースの運営管理業務を行っている委託元運営管理機関にお問い合わせください。
- #### 4. 資料請求
- 加入者等が属している企業型年金のプラン、または個人型年金のプランコース単位に登録されている資料を加入者等が請求することができます。提供方法は 郵送、PDFによるダウンロード(Webサービスのみ対応)です。郵送の場合、郵送先は日本国内となります。
- #### 5. 年金規約
- (1) 加入者等が属している企業型年金のプランまたは個人型年金の

プランコースにおいて、その年金規約の要旨を照会することができます。

- (2) 企業型年金のプランの場合、事業主に返還する資産の額の算定方法に関わる事業主返還率を照会することができます。

第7条(運用割合変更)

1. 本機能では、加入者等が運用割合の変更を指図することができます。
 2. 掛金の運用割合変更
(1) 運用割合変更が可能な掛金は、指図可能時限を迎えていない次回入金予定の掛金からです。
 - (2) 運用割合変更の指図をNRKが受け付けた時点より、取引履歴照会における運用割合変更明細の照会機能で、その内容および結果を照会することができます。
 - (3) 運用割合変更の指図可能時限は、「毎月の掛金の抛出日」の2営業日前の0:00(午前0時)までです。時限を超えた場合、当該抛出日の掛金に対する運用割合変更指図は行えなくなり、当該抛出日の次回以降に抛出される掛金への指図となります。
- #### 3. 制度移換金の運用割合変更
- (1) この機能は、企業型年金の加入者等がご利用いただけます。制度移換金の入金予定の有無にかかわらず運用割合変更の指図を受け付けますが、ご利用にあたっては、制度移換金の入金予定を予めご確認ください。
 - (2) 運用割合変更の指図をNRKが受け付けた時点より、取引履歴照会における運用割合変更明細の照会機能で、その内容および結果を照会することができます。
 - (3) 運用割合変更の指図可能時限は、「入金日」の2営業日前の0:00(午前0時)までです。時限を超えた場合、当月の制度移換金に対する運用割合変更指図は行えなくなり、翌月以降に入金となる制度移換金への指図となります。
 - (4) 制度移換金の運用割合変更のご利用は、自動音声応答装置は除きます。

4. 取引の記録

- 本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、NRKが保管する本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。
5. 商品販売会社への個人情報の提供
加入者等の氏名、住所、生年月日、その他の情報をお客様の選択された商品の特性に応じ、必要な範囲内で、その運用商品の販売会社へ提供する場合があります。

第8条(運用商品預替および運用商品預替の取消)

1. 本機能では、加入者等が保有している商品を売却し、その売却資金を原資として、他の商品を購入する指図を行うことができます。NRKが指図を受け付けた時点より、取引履歴照会での運用商品預替明細で、内容、状況およびその結果を照会することができます。
2. 給付裁定あるいは年金支払による資産処分の手続き中は、運用商品預替の指図ができませんので、ご注意ください。
3. 運用商品預替の取消は、NRKの営業日に1日3回(8:00、12:00、16:00の計3回)ある取消可能時限(カットオフタイム)内に行うことができます。運用商品預替の指図を行った直後の各取消可能時限を過ぎた場合、指図の取消ができなくなりますのでご注意ください。
4. 明細単位に管理され、かつ別途商品販売会社により個別明細単位売却の旨NRKに登録済の商品については、各商品を個別明細単位で売却することができます。第4条の機能で明細を確認のうえご利用ください。ただし、個別明細単位での運用商品預替のご利用は、自動音声応答装置は除きます。
5. 取引の記録
本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、NRKが保管する本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。
6. 商品販売会社への個人情報の提供
加入者等の氏名、住所、生年月日、その他の情報をお客様の選択された商品の特性に応じ、必要な範囲内で、その運用商品の販売会社へ提供する場合があります。
7. 運用商品預替時の端数口について
加入者等が保有している商品の端数口については、全数量の売却時に端数口の精算を行います。商品の売却の時期によって精算による口数が付与されることがあります。(この場合、加入者等による資産売却の指図とは別に、意思確認のための書面徴求など特別な手続きは行わず、加入者本人が行なった資産売却にあわせて同じ処理をいたします。)
8. 運用商品預替に際しては、約定予定日・受渡予定日・照会可能予定日を表示する場合がありますが、各予定日は預替が完了するまでの目安となる予定日であり、実際の約定日・受渡日・照会可能日をお約束するものではありません。

第9条(暗証番号(パスワード)変更)

1. 本機能では、加入者等がご自身で暗証番号(パスワード)を変更できません。
2. ご通知した暗証番号(パスワード)は、本機能を利用して定期的に変更していただくことをお勧めいたします。
3. 取引の記録
本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、NRKが保管する本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第10条(電子サービス管理)

1. 本機能では、本サービスからの各種通知を受信するためのメールアドレスの登録・変更・削除、電子帳票の提供方法の変更をすることができます。
2. メールアドレスの登録、変更を完了するためには、「メールアドレス申込み受付のお知らせ」メールに記載されている「申込み受付番号」を入力して本登録を行います。(ただし、当メール送信後1時間を超過しますと有効期限切れとなります。)
3. メールアドレスの削除では、電子帳票の提供方法がすべて「帳票」を選択していることを確認してから実施してください。電子帳票の提供方法が「Web」である場合はエラーとなりますので、ご注意ください。
4. 帳票提供方法選択では、電子帳票の提供方法を現在の選択(「帳票」または「Web」のいずれか)から変更することができます。

第11条(電子帳票照会)

1. 本機能では、「確定拠出年金・残高のお知らせ」の提供方法について、「帳票」または「Webサービス」のいずれかを選択することができます。
2. PDFで作成された最新版の電子帳票(1年以内に作成されたもの)を閲覧およびダウンロードすることができます。

第12条(シミュレーション用データ送信)

委託元運営管理機関がシミュレーションシステムを構築している場合、NRKから同機関へ、最新データを送信する機能です。委託元運営管理機関が本機能を利用してシミュレーションシステムを構築している場合、その利用規程はその委託元運営管理機関が作成した規程に準拠します。また、委託元運営管理機関が行ったシミュレーション結果およびその結果により加入者等が行う一切の行為について、NRKは何ら責任を負うものではありません。

第13条(自動移換者の公告)

企業型年金加入者の資格を喪失され、資格喪失日の翌月から6カ月以内に移換手続きを行わなかった方(「企業型年金加入者」の資格を喪失され、「企業型年金運用指図者」となった方、確定拠出年金法第80条第2項に基づき企業型年金に移換する方を除きます)は、確定拠出年金法第83条第1項に基づき、個人別管理資産を国民年金基金連合会に移換するとともに、NRKより「自動移換完了のお知らせ」または「個人型確定拠出年金への移換のお知らせ」で移換したことを通知いたします。なお、「個人型確定拠出年金への移換のお知らせ」は、確定拠出年金法第82条第1項に基づき個人型年金に移換した場合にも通知することがございます。移換された方の所在不明等により上記帳票にて通知できなかった場合、確定拠出年金法第83条第3項により、加入者の氏名等をNRKホームページに公告いたします。(確定拠出年金法第82条第1項に基づき個人型年金に移換した方は除きます。)NRKホームページ(アドレスは、<https://top.nrnk.co.jp/>となります)でご確認ください。

確定拠出年金事務課 2020.3 K2019-531
日本-DC基-202102-0198-F

<池田泉州銀行確定拠出年金コールセンターご利用規程>

第1条(サービスの概要)

株式会社池田泉州銀行(以下「当社」といいます。)の提供する「池田泉州銀行確定拠出年金コールセンター」(以下「本サービス」といいます。)とは、加入者等(「確定拠出年金フロントサービスご利用規程」第1条に定める「加入者等」を指します。)が電話機等を通じて、電話により当社に取引や照会等の依頼を行い、当社ならびに日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下「NRK」といいます。)がその手続を行うサービスをいいます。

(1)使用機器について

ご利用にあたっては、トーン信号(プッシュ信号)の発信が可能な電話機をご利用ください。ダイヤル式電話はご利用いただくことができません。

(2)サービスの構成

- ・本サービスは、始めに自動音声応答装置に着信し、その後ご希望によりオペレーターが応対する有人サービスをご利用いただける二段階構成になっています。なお、有人サービスでは加入者等との会話内容はすべて録音により記録し、一定期間保存しております。
- ・加入者等からの照会に対する回答の一部は、NRKより連携された情報をもとに行います。また、加入者等から運用割合変更、運用商品預替、運用商品預替の取消、暗証番号変更、ユーザーID再発行を受け付けた場合には、その内容をNRKへシステムを通じて自動的に連携します。

(3)取扱時間

- ・自動音声応答装置は原則として毎日24時間稼働します。(ただし、年4回実施予定のサービス計画停止期間および毎週日曜日の早朝2:00～8:00にサービスを停止します。)
- ・オペレーターによる有人サービスの取扱時間は、月～金曜日は9:00～20:00、土・日曜日は9:00～17:00となります。ただし、祝日、振替休日、年末年始等は営業いたしません。また、システムメンテナンスその他必要な事由のある場合はサービスを停止することがあります。なお、上記の取扱時間であっても、電話が混み合っている場合等には、有人サービスにおつなぎできない場合があります。

第2条(サービス内容)

本サービスでは、「NRK Webサービスご利用規程」第3条から第9条の機能を利用することができます。ただし、土・日曜日の有人サービスでは、運用割合変更、運用商品預替、運用商品預替の取消、暗証番号変更、ユーザーID再発行の受付はできません。また、機能のご利用にあたっては、以下の点についてご注意ください。

(1)資産評価額照会

自動音声応答装置では解約評価額、解約時評価額はご照会いただけません。ご希望の場合は、オペレーターによる有人サービスをご選択ください。

(2)取引履歴照会

自動音声応答装置でご照会いただける明細は、「運用商品預替明細」と「運用割合変更明細」のみとなります。その他の明細の照会をご希望の場合は、オペレーターによる有人サービスをご選択ください。

(3)プラン情報照会

自動音声応答装置では「資料請求」のみ利用することができます。その他の機能の利用をご希望の場合は、オペレーターによる有人サービスをご選択ください。

日本-DC基-202206-0050-F